

No.13 公益財団法人青森県暴力追放県民センター

1 法人の概要

(平成23年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 井畑 明男	県所管部課名	警察本部刑事部組織犯罪対策課	
設立年月日	平成4年4月23日	基本財産	715,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		460,000千円	64.3%
	青森銀行		30,000千円	4.2%
	みちのく銀行		30,000千円	4.2%
	日本原燃(株)・電気事業連合会		30,000千円	4.2%
	青森競輪場		20,000千円	2.8%
	青森市		19,287千円	2.7%
	八戸市		16,049千円	2.2%
	弘前市		11,657千円	1.6%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	8名	1名	県OB1名
	監事	2名	0名	
	職員	3名	3名	県OB2名
業務内容	暴力追放啓蒙、暴力相談、被害者救済、組織離脱支援、不当要求防止責任者講習の実施、少年に対する暴力団の影響を排除する活動			
経営状況 (平成22年度)	経常収益	26,653千円	(その他参考)	
	経常費用	30,941千円	県からの受託事業収入	1,720千円
	(うち事業費)	23,538千円)		
	当期経常増減額	4,288千円		
	当期一般正味財産増減額	4,288千円		

2 沿革

昭和60年頃、暴力団の対立抗争事件が全国各地で多発し、広域暴力団が本県にも進出するなど、活発化する暴力団の活動に対する県民の危機感を背景に、官民一体となった暴力団排除活動を強力に推進する目的で、昭和62年に「暴力追放青森県民会議」が設立された。

暴力団による県民や県内企業を対象とした不当行為が増えるにつれ、相談活動等を恒常的に推進する必要が生じてきたこと、また、平成4年3月の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)の施行を機に基盤充実を図る必要があるとの判断から、前記「暴力追放青森県民会議」を発展的に解消して平成4年4月に「財団法人暴力追放青森県民会議」を設立するに至った。

なお、当法人は、新公益法人制度に基づく移行認定を受け、平成22年12月から公益財団法人として活動を行っていくこととなった。

3 法人を取り巻く現状

事業活動の財源となる基本財産の運用収入が大幅に減少し、その収入だけでは事業資金の確保が困難となっていることから、賛助会員の加入促進による収入確保が課題とされてきた。さらに、東日本大震災の影響もあり、賛助会員の脱退や会費の未納が相次いだことから、当法人の安定的な財務基盤を構築するためにも、賛助会員の新規獲得に向けた有効な取組が重要となっている。

4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) 賛助会員の加入促進

ア 法人の対応

厳しい財務状況の中、収入確保に向けた賛助会員の加入促進への取組として、暴力団追放・銃器薬物根絶青森県民大会や不当要求防止責任者講習などの機会を捉えて加入を呼びかけているほか、新聞、ラジオ、市町村広報誌、ホームページ等を利用した事業紹介などの広報宣伝活動を行っているが、賛助会員数は伸び悩んでいる。

イ 委員会の意見等

県内唯一の「暴力追放運動推進センター」として重要な役割を担っているものと認識しているが、財務状況が厳しい中、安定的な財務基盤を確立し有効な事業活動を行っていくためには、特に、賛助会費の収入増加に向けた新規会員の獲得に積極的に取り組んでいく必要があり、そのためには、当法人の存在価値を広く県民や県内企業に認知してもらう取組や当法人の事業活動の周知を図る取組について、一層努力していただきたい。

平成23年7月1日に青森県暴力団排除条例が施行されたことをきっかけに、県民の暴力団に関する情報ニーズは高まり、当法人の活動内容に関心を持つ県民は多いものと推察されるが、当法人の認知度の向上や事業活動の周知をさらに効果的に行うため、例えば、暴力追放に関する具体的な対応事例や賛助会員となることで得られるメリット等を、分かりやすくホームページやリーフレットに掲載するほか、講演会の対象を拡大して県民や県内企業に接触する機会を数多く設けていくことが有効ではないかと考える。

県民や県内企業に当法人の価値と事業活動への理解が深められ、賛助会員の増加につながっていくことを期待したい。

(参考)「平成23年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成22年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成22年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価 : 発生していない。または、前期より減少している。 前期より増加している。)	—	—	
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

総合評価

: 概ね妥当
: 要改善

点検結果

総合評価の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳しい経済情勢を反映して、賛助会員からの脱退や新規加入数が伸び悩んでおり、当法人の収入環境は悪化していることから、賛助会員の増加に向け、より一層工夫した取組を行っていくことが求められること。 ・ 県民や県内企業に当法人の価値と事業活動への理解が深められ、賛助会員の増加につながっていくことを期待したい。
--